

平成27年

第1回市議会定例会 議案第42号

はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正について  
はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例  
はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援（第7条第2項第1号アにおいて「保育所等訪問支援」という。）を行う事業（以下「保育所等訪問支援事業」という。）

第5条各号列記以外の部分中「前条第1項第10号」を「前条第1項第11号」に改め、同条第1号中「または児童発達支援事業」を「児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業」に改め、同条第6号中「前条第1項第9号」を「前条第1項第10号」に改め、同条第7号中「前条第1項第11号」を「前条第1項第12号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第11号」に、「第8号」を「第9号」に、「第11号」を「第12号」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第11号」を「第4条第1項第12号」に改め、同条第2項第1号中「または児童発達支援事業」を「児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業」に、「または医療型児童発達支援（）」を「医療型児童発達支援（）」に、「）」につき」を「）または保育所等訪問支援につき」に、「または医療型児童発達支援に）」を「医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に）」に改め、同項第6号中

「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

はこだて療育・自立支援センターにおいて保育所等訪問支援事業を行うこととするため